

# 提案書評価基準

## 評価事項

評価項目	配点	評価	評価の換算式	評価点	コメント
1 業務実施方針に関する視点					
(1)業務実施方針の妥当性	10				
2 業務内容の提案に関する視点					
(1)業務目的達成のための手法等	20		(10×2)		
(2)寄附依頼企業の選定	20		(10×2)		
(3)その他の提案事項	20		(10×2)		
(4)見積金額(委託料率)	10				
3 実施体制に関する視点					
(1)類似業務の受託実績	20		(10×2)		
(2)従事スタッフの構成・人数等	10				
(3)運営計画・スケジュール	10				
(4)個人情報の適正な取扱い	10				
小計(満点:130点)					

評価項目(加算項目)	配点	評価	評価点		
4 企業としての取組に関する視点					
ワークライフバランスに関する取組					
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1				
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	1				
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースユール認定の取得をしている	1				
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1				
健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1				
5 市内の中小企業であること	5				
小計(満点:11点)					
合計(満点:141点)					

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

なお、1(1)、2(1)、2(2)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。

# 提案書評価基準

## 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		10点	8点	6点	4点	2点
1 業務実施方針に関する視点						
(1)業務実施方針の妥当性	事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針が立てられている	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
2 提案内容に関する視点						
(1)業務目的達成のための手法等	業務目的を達成するための手法等について、効果的で実現性のある提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)寄附依頼企業の選定	具体的なデータや根拠に基づき、寄附依頼を行う企業の選定方法が提案され、その範囲も適切である。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)その他の提案事項	独自のPR方法や企画など、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(4)見積金額(委託料率)	見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額である。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
3 実施体制に関する視点						
(1)類似業務の受託実績	他の自治体における同種・類似業務の受託実績及び寄附獲得実績がある。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(2)従事スタッフの構成・人数等	業務に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、業務を適正かつ確実に実施できる体制となっている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(3)運営計画・スケジュール	早期の寄附獲得に向け、適切かつ実現可能なスケジュールが具体的に記述されている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
(4)個人情報の適正な取扱い	個人情報の適正な取扱いなどのセキュリティ体制が整っている。	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

評価項目(加算項目)	評価の着目点
4 企業としての取組に関する視点	
①ワークライフバランスに関する取組	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	取得している、または認定されている
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	認定されている
②障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している(従業員43.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営銘柄、健康経営優良法人の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。
5 市内の中小企業であること	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	
合計	

**評価方法**

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

なお、1(1)、2(1)、2(2)、3(1)について、1項目でも2点の評価があった場合は、失格とする。